

意見書

平成14年7月29日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

「電波有効利用政策研究会」中間報告書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

技術革新による電波の有効活用と、かかる投資を促進する電波政策を

要約

本報告書は電波の有効利用について実効性の高い案を提示しているが、設備投資や新たなサービスの普及を却って阻害する可能性がある。周波数の再割当基準を明確にし、免許期間内の再割当は既存免許人の合意を条件とし、給付金制度を導入しない代わりに、周波数の多重利用を推進し、無線設備の加速度償却を認めるべきである。また、欧米型の周波数オークションは導入すべきではなく、市場原理を活かしつつ、欧米方式の欠点を克服した日本モデルを確立すべきである。

本文

本中間報告は、世界的に課題となっている割当済周波数の高度利用に対して、極めて実効性の高い解決策を提示しており、高く評価できる。但し、既に割り当てられた周波数に対して、代替周波数を用意せず、短期間で周波数の再割当を行うことは、既存免許人の事業への影響が過大であり、設備投資による技術革新や、新たな無線通信サービスの普及を、却って阻害してしまう可能性がある。

周波数の再割当基準を明確化すべきである

周波数の再割当は利害関係者が多岐に渡る上、電波行政の実質的な裁量権が増すため、再割当の基準を明確にすることを通じて、審議過程をより透明化すべきである。

周波数再割当の基準の明確化としては、電波の有効利用について、より具体的に、国防・非常通信・通信事業・個人利用など、用途に対する明確な優先順位と、公共性、総通信量、市場規模、経済効果などに対する定量的な評価手法を確立すべきである。

再割当にあたって定量的な基準が策定されれば、既存免許人は電波利用の継続可能性について事前予測に基づく適切な経営判断を行うことができる。

この再割当基準については、技術の進歩や利用ニーズの多様化に合わせて、定期的に見直しを行うべきである。

給付金制度は導入すべきではない

提案されている再割当の実施方法では、事業者の経営への影響が過大となり、通信産業の設備投資を萎縮させる可能性がある。また、給付金の財源や予算規模によって、必要な周波数再割当を行えなくなることも考えられる。従って、免許期間内の周波数の再割当は免許人の合意を条件とし、給付金制度は導入すべきではない。

51 中間報告では、設備の残存簿価に対して金銭的補償を行うとしているが、これ
52 は憲法に定められた財産権に照らして適当であっても、既存免許人に対する補償
53 としては充分とはいえない。何故なら企業にとって周波数再割当による影響は、
54 設備の残存簿価よりも、設備の将来価値や代替設備の運用費、既存事業からの退
55 出費用の方が大きいと考えられるからである。

56 残存簿価に対する補償では、当該設備への投資のための資金調達費用も、事業
57 者が別の投資を行った場合の機会費用も補償されない。また、多くの加入者を抱
58 えるアクセス系無線通信事業の場合、退出または移行にかかる費用は甚大となる
59 上、加入者に対して事業の継続性を保証できないこと自体が、無線通信サービ
60 スの価値を低め、普及を妨げる可能性が高い。

61
62 干渉を回避できる範囲での、周波数利用の多重化を推進すべきである

63
64 免許期間内の周波数再割当と給付金の支給を行わない代わりに、免許期間内
65 であっても、既存免許人の業務に影響しない範囲で、新たな用途での同じ周波数の
66 無免許利用や、免許交付を弾力的に認めるべきである。

67 周波数利用の多重化に当たり、干渉の有無を迅速かつ客観的に判断できるよう、
68 今後は免許の交付にあたり、利用地域・業務・技術仕様・必要とする通信品質を、
69 これまで以上に細かく規定すべきである。

70 干渉の有無に関する技術評価や、電波障害による紛争解決を迅速に行うために、
71 第三者機関を設置することも検討すべきである。

72
73 無線設備の加速度償却を認めるべきである

74
75 事業者が電波利用の継続を仮定できないのであれば、無線設備に対して、免許
76 期間内の加速度償却を認めるべきである。加速度償却を認めることで、周波数の
77 再割当による事業者の経営への影響を限定し、副次的な効果として、高収益事業
78 では無線設備への投資の促進も期待できる。

79 加速度償却の対象について、既に比較的法的耐用年数が短く、方式の高度化に
80 対して転用可能性の低いアンテナや送受信設備については全面的に認めるべきで
81 あるが、転用が容易かつ現在の法定耐用年数の長い局舎・鉄塔については、別途
82 検討する必要がある。

83
84 電波特区を活用し、新たに日本モデルを確立すべきである

85
86 本報告書では周波数オークションについても検討しているが、欧米型の周波数
87 オークションは、事業者に対して過大なリスクを負わせ、落札費用の高騰が設備
88 投資の減退を招く上、その後の周波数利用の硬直化を招くため、望ましくない。

89 電波の有効利用を促進するために市場原理を持ち込むことは検討すべきだが、
90 技術革新を刺激し、設備投資を阻害せず、急速な技術革新と市場ニーズの変化に
91 対して柔軟に対応できる制度を実現すべきである。

92 新制度の設計に当たっては前例がないため、電波特区を設定し、いくつかの施
93 策を試行的に実施し、そのフィードバックを制度設計に活用することが望ましい。